

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第11条第1項第8号の規定に基づく措置として、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、神戸市が行う助成について定めるものとする。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）助成の対象者は、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第7条の規定による後見開始の審判、法第11条の規定による保佐開始の審判又は法第15条第1項の規定による補助開始の審判（以下「後見等開始の審判」という。）を受ける者のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が審判請求を行った者（以下「市長が審判請求を行った者」という。）であって、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) 生活保護を受けている者で当該審判請求費用を負担することが<u>真に</u>困難であると市長が認める者</p> <p>(2) その他当該審判請求費用を負担することが<u>真に</u>困難であると市長が認める者</p> <p>2 <u>後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬助成の対象者は、後見等開始の審判を受ける者のうち、市長が審判請求を行った者又は原則として市内に住所を有する市長以外の者（他の市区町村長を除く。）が審判請求を行った者であって、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) 生活保護を受けている者で当該後見人等の報</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、神戸市が行う助成について定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 助成の対象者は、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第7条の規定による後見開始の審判、法第11条の規定による保佐開始の審判若しくは法第15条第1項の規定による補助開始の審判（以下「後見等開始の審判」という）を受ける者のうち、<u>原則として市内に住所を有する者又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が審判請求を行った者であって、次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 生活保護を受けている者で当該審判の<u>請求に要する費用等</u>を負担することが困難であると市長が認める者</p> <p>(2) その他当該審判の<u>請求に要する費用等</u>を負担することが困難であると市長が認める者</p> <p>(新設)</p>

酬を負担することが真に困難であると市長が認める者

(2) その他当該後見人等の報酬を負担することが真に困難であると市長が認める者

3 前項の規定による助成対象者本人が死亡した場合は、その後見人等であった者が当該報酬を受領しておらず、かつ、本人の資産を当該報酬に充当してなお不足が生じる場合に限り、当該後見人等であった者を助成の対象者とすることができる。

(対象費用)

第3条 審判請求費用助成の対象費用は、市長が行った後見等開始の審判請求費用の全部又は一部とする。

2 後見人等の報酬助成の対象費用は、当該後見人等の報酬の全部又は一部とする。

(審判請求費用助成)

第4条 審判請求費用助成を受けようとする場合は、本人の財産目録、収支にかかる資料を添付して、市長に申請するものとする。

2 (略)

3 審判請求費用助成は、本人に対する当該審判請求費用の請求を行わないことで、助成に代えるものとする。

(後見人等の報酬助成)

第5条 後見人等の報酬助成を受けようとする場合は、家庭裁判所が発行する後見人等に対する報酬付与の審判謄本の写し、本人の財産目録や収支にかかる資料、本人の居所や世帯の状況にかかる資料を添付して、市長に申請するものとする。

2、3 (略)

(申請者の報告義務)

第6条 申請者は、本人の資産状況又は生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による助成対象者本人が死亡した場合は、その後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）であった者が当該報酬を受領しておらず、かつ、本人の資産を当該報酬に充当してなお不足が生じる場合に限り、当該後見人等であった者を助成の対象者とする。

(対象費用)

第3条 助成対象費用は、市長が行った後見等開始の審判請求にかかる費用及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

(審判の請求費用の助成)

第4条 審判請求費用の助成を受けようとする場合は、本人の財産目録、収支にかかる資料を添付して、市長に申請するものとする。

2 (略)

3 審判請求費用の助成は、当該審判の請求に要する費用について、本人に対する審判請求費用の請求を行わないことで、助成に代えるものとする。

(後見人等の報酬の助成)

第5条 後見人等の報酬の助成を受けようとする場合は、家庭裁判所が発行する後見人等に対する報酬付与の審判謄本の写し、本人の財産目録や収支にかかる資料、本人の居所や世帯の状況にかかる資料を添付して、市長に申請するものとする。

2、3 (略)

(申請者の報告義務)

第6条 申請者は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

<p>(助成の中止)</p> <p>第7条 市長は、本人の資産状況又は生活状況の変化等により助成の理由が消滅したと認めるときは、助成を中止する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(助成の中止)</p> <p>第7条 市長は、本人の資産状況もしくは生活状況の変化等により助成の理由が消滅したと認めるときは、助成を中止する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--